

コンプライアンスに関する点検結果

	点検(1) コンプライアンスの取組 に係る点検	点検(2) 北海道開発局長と事務 所等の長との面談	点検(3) コンプライアンス 認識点検	点検(4) 職場内ミーティング ^① (課所等单位)	点検(4) 職場内ミーティング ^② (開建 幹部職員)	点検(5) 職員の通報制度 の点検
対象	本局・開建の全課所等 の長	全ての事務所等の長	全ての事務所等の長	本局・開建の全課所等 の全職員	全開建の幹部職員 (部長・次長・調査官・ 技術管理官等)	本局・開建の全課所等 の全職員
点検方法	点検票を配付	局長が個別に面談	開発建設部の総務担当 次長が個別に面談	所属長が職員と意見交 換	開建部長が他の幹部職 員と意見交換	所属長が職員と意見交 換
点検内容	コンプライアンス推進計画 や発注者綱紀保持規程等 に基づく取組が行われてい るか確認を行う。	コンプライアンス保持、綱 紀粛正の徹底とともに取組 状況の確認を行う。	コンプライアンスの考え方 が十分に浸透しているか、 特に入札契約の情報管理 の重要性が理解されてい るかなど、認識等について 確認を行う。	課所単位で職場内ミーテ ィングを実施し、コンプライ アンスの取組等について意 見交換を行う。	開発建設部の幹部職員と して、これまでの所長に対 する指導について問題はな かったか顧みるとともに、再 発防止に向けた実効性 のあるコンプライアンスの取組 について意見交換を行う。	内部及び外部からの不当 な働きかけに係る報告につ いて、通報を行いやすい仕 組みになっているかなど確 認を行う。
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス推進計画の各項目について、全ての課所等において取組みを実施。 ○発注者綱紀保持規程の各項目について、発注事務に関する業務を行っている全ての課所等において取組みを実施。なお、一部電子ファイルにおいて設定すべきパスワードが未設定の事例あり。 ○職員周知用の資料の一部が活用しにくい、コロナ禍でミーティングを控えていた課所あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの所長が、本草案を驚きや疑念をもって受けとめ、残念との声。 ○コンプライアンスの取組継続、事務所への本部の連携強化、業界団体に対する再発防止等の依頼などの再発防止に向けた提案あり。 ○応接ルールは概ね徹底。 ○指名業者の選定等に当たって、部所で異なった運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者綱紀保持規程、入札談合等関与行為防止法に係る理解度は高い。 ○所長の役割としては、部下職員の規範、事業者とのルールに基づく毅然とした対応等といった意見あり。 ○開建幹部との定期的なコミュニケーション不足について指摘あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発局職員への倫理意識は浸透しているものの、管理職員による不正事案だったことを踏まえ、管理職員に対する指導・教育が必要との意見あり。 ○職員減による応接時、現場打合せ時における複数対応の困難化など、日々の業務で職員が感じている率直な意見あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスに関する不断の取組(知識不足箇所の洗い出しとフォローアップ)は必要との意見とともに、管理職員による不正事案であることに留意すべきとの意見あり。 ○事業者等との応接ルールの徹底、分任官発注に関する監督強化、指名競争入札の改善、事務所長とのコミュニケーションの必要性、など再発防止に向けた提案あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報制度の報告義務、報告窓口等について、多くの職員が認識していることを確認。 ○通報の支障になる点として、確定的な証拠がないと通報は困難、外部窓口の活用に関して意見あり。 ○発注者綱紀保持担当弁護士からも、外部窓口のほうが心理的に通報しやすいという意見あり。

入札契約手続に関する点検結果

	点検(1) 入札契約手続に関する規程等の遵守に係る点検	点検(2) 入札契約手続に関する規程等の課題に関する点検
対象	全開発建設部本部(10開建)、全事務所(77事務所)	—
点検方法	点検票を配布	点検(1)の結果等を踏まえつつ、入札契約手続に関する規程の見直し内容を検討
点検内容	通常指名競争入札において発注者綱紀保持マニュアルや入札・契約手続運営委員会運営要領等の規程に基づく運用が行われているか確認を行う。	入札契約手続に関わる発注者綱紀保持マニュアルや入札・契約手続運営委員会運営要領等の規程に、現在の運用や再発防止の観点から課題がないか確認を行う。
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ○業者選定案の作成方法が統一されず、また、多くの事務所では、本部、事務所の双方が作成に関わっていた。 ○通常指名競争におけるマスキングのルールが無く、入札・契約手続運営委員会の構成員が選定案の業者名を知ることができた。 ○組織縮小により、分任官における入札・契約手続運営委員会の構成員が満たされていない事務所があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・入札関連情報の管理に関して、業務は対象となっていなかった。 ○工事の競争入札における入札参加者名の漏洩防止等について <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者名のマスキングに関して、業務は対象となっていなかった。 ○建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について <ul style="list-style-type: none"> ・指名選定案の作成にあたり、客観性・透明性を確保する具体的な基準・運用がなかった。 ○入札・契約手続運営委員会運営要領 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会の構成員に関して、現状の組織体制に即した内容となっていなかった。

当面の対応

本事案の発生を受けて、再発防止に向けたコンプライアンスに関する緊急点検とともに当面の対応として、以下の取組を実施。

- ① 事業者との応接ルールの徹底
- ② 発注事務に関する秘密の保持の徹底
- ③ 入札契約業務を担当する管理職等を対象としたコンプライアンス講習会、e-ラーニングの実施
- ④ 通常指名競争入札手続の停止
- ⑤ 関係業界へのコンプライアンスの取組等に係る要請
- ⑥ 受注業者の指名停止措置

実施状況

○事業者との応接ルールの徹底

発注事務に関する秘密の漏洩防止を図るため、事業者との応接ルールについて、

- ・イントラネットにパンフレットを掲載
- ・所長室訪問時における総務担当窓口の経由が必要である旨の案内板を掲示するようメールにて指示

○発注事務に関する秘密の保持

発注事務に関する秘密の保持を図るため、

- ・局長からのメッセージ及びパンフレットをイントラネットに掲載

○入札契約業務を担当する管理職等を対象としたコンプライアンス講習、e-ラーニングの実施

- ・入札契約業務を担当する管理職等（496人）を対象として、情報管理の重要性等への理解を深めることを目的として公正取引委員会から講師を招き、講習会を実施
- ・講習内容の習熟のため、e-ラーニングを実施

○通常指名競争入札手続の停止

- ・再発防止策が策定されるまで通常指名競争入札手続を停止するとともに、緊急的に実施する必要がある業務について、簡易公募型競争入札手続に移行（緊急的な取組の継続）

○関係業界へのコンプライアンスの取組等に係る要請

建設コンサルタンツ協会北海道支部のほか、事業者団体等に対して、

- ・幹部職員訪問に際してのアポイント
- ・執務スペースの入室制限
- ・オープンスペースでの対応
- ・不当な働きかけなどに関する通報窓口について、パンフレット等を配付し、周知。

○受注業者の指名停止措置

- ・受注業者を8月3日付けで指名停止措置済（措置期間4ヶ月）
- ・その後、同社が不正行為の働きかけを行った事が明らかになったため、1ヶ月を加算し、措置期間5ヶ月（令和3年8月3日～令和4年1月2日）に延長した。

北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書骨子 (目次)

- 第 1 章 はじめに (委員長挨拶)
- 第 2 章 事実経過等
 - 2-1 職員の経歴等
 - 2-2 事実経過等
- 第 3 章 北海道開発局の対応
 - 3-1 これまでの対応
 - 3-2 事案発生後の対応
- 第 4 章 不正事案発生の要因
 - 4-1 事務所長等に求められるコンプライアンス意識の欠如
 - 4-2 管理職員等と事業者等との不適切な関わり
 - 4-3 入札手続における運用面の課題
 - 4-4 不正を未然に防げなかった職場環境
- 第 5 章 再発防止策
 - 5-1 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化
 - 5-2 管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化
 - 5-3 入札手続における運用面の見直し
 - 5-4 不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- 第 6 章 おわりに

第3章 北海道開発局の対応

3-1 これまでの対応

- ・国土交通省では、過去の不正事案に対して、累次にわたり再発防止策を講じてきた。
- ・北海道開発局においても、発注事務等に関する関係法令の遵守・綱紀の保持を図り、コンプライアンスを組織に定着させる取組も繰り返し実施してきた。

3-1-1 北海道開発局発注者綱紀保持規程に基づくこれまでの取組

- ・北海道開発局では、平成18年度に「北海道開発局発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」を制定・施行し、発注担当職員の責務、秘密の保持、事業者等の応接方法等を明らかにした。
- ・その後も発注者綱紀保持規程等を改正し、法令遵守・綱紀保持を図ってきた。

3-1-2 北海道開発局コンプライアンス推進計画に基づくこれまでの取組

- (1) 基本的な取組
 - ・コンプライアンス宣言
 - ・情報提供、普及啓発等
 - ・リスク点検
- (2) 過去の入札談合事案等を踏まえた再発防止対策
 - ・過去の不正事案を踏まえた再発防止対策
 - ・発注者綱紀保持規程に関する意識の高揚
- (3) 服務規律の確保・倫理の保持
 - ・公務員倫理に対する意識の徹底
 - ・ハラスメント防止の取組
- (4) 公文書管理及び情報管理の適正の確保
 - ・行政文書管理の徹底
 - ・情報セキュリティポリシーの徹底
 - ・個人情報保護の徹底
- (5) 北海道総合開発計画の推進を通じた職員の意識改革
 - ・業務の意義の再認識
 - ・外部とのコミュニケーションを通じた職員の意識向上
- (6) 風通しの良い組織風土づくり
 - ・組織内コミュニケーションの活性化
 - ・働きやすい健全な職場づくり 等

3-2 事案発生後の対応

3-2-1 事案発生後実施した緊急的な措置

- (1) 緊急幹部会議・緊急開発建設部長会議・緊急所長会議の開催及び局長から全職員に向けたメッセージの発出
- (2) 入札・契約手続運営委員会の構成員に対するコンプライアンス遵守の徹底を指示
- (3) 通常指名競争入札手続の停止

3-2-2 検討委員会の設置及び検討(第1回、第2回)

- ・本事案の原因究明と再発防止のために、外部の有識者の参画を得て、「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会(以下「検討委員会」という。))」を設置し、検討。
- (1) 第1回検討委員会(令和3年8月6日(金))
 - ・当面の課題について審議
- (2) 第2回検討委員会(令和3年8月31日(火))
 - ・速やかに実施すべき当面の取組等について審議

3-2-3 再発防止策策定までの当面の措置

- (1) 事業者等との応接ルールの徹底 (ルールの周知徹底、総務担当受付窓口の経由)
- (2) 発注事務に関する秘密の保持の徹底
- (3) 入札契約業務を担当する管理職員等を対象としたコンプライアンス講習会、e-ラーニングの実施
- (4) 関係業界団体へのコンプライアンスの取組等に係る要請

3-2-4 再発防止策検討のための緊急点検

- (1) コンプライアンスに関する点検
 - ① コンプライアンスの取組に係る点検
 - ② 北海道開発局長と事務所長等との面談
 - ③ 事務所長等を対象としたコンプライアンスの認識等に係る点検
 - ④ 職場内ミーティング(課所等单位)の実施
 - ⑤ 職場内ミーティング(開発建設部幹部)の実施
 - ⑥ 職員の通報制度の点検
- (2) 入札契約手続に関する点検
 - ① 入札契約手続に関する規程等の遵守に係る点検
 - ② 入札契約手続に関する規程等の課題に関する点検

3-2-5 検討委員会による検討(第3回、第4回)

- ・公判及び緊急点検等を受けて、再発防止策の方向性、報告書の取りまとめに向けて検討。
- (1) 第3回検討委員会(令和3年10月29日(金))
 - ・
- (2) 第4回検討委員会(令和3年11月5日(金))
 - ・

第4章 不正事案発生の要因

第5章 再発防止策

4-1 事務所長等に求められるコンプライアンス意識の欠如

コンプライアンス意識

4-1-1 事務所長による不正行為

・職員Aは事務所長に求められるコンプライアンス意識が欠如していた。事務所長には公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持し行動することが求められる。

研修

4-1-2 事務所長等に対する研修等の取組不足

・事務所長等に対するコンプライアンスの取組は、課所長会議などを通じてコンプライアンス推進計画の説明が行われるなどしているものの、事務所長等を対象とした取組が不十分であった。

コミュニケーション

4-1-3 開発建設部と事務所とのコミュニケーション不足

・事務所長等から開発建設部幹部との定期的なコミュニケーションを図ることが重要との指摘があった。

5-1 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化

5-1-1 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化

・事務所等を対象とした本局監査を強化【拡充】
 ・事務所長等に対して、開発建設部長が事務所のマネジメント、発注者綱紀保持、国家公務員倫理等の認識や取組状況について面談を実施【新規】
 ・全課所で実施しているリスク点検について、事務所長等を対象に実施【新規】
 ・コンプライアンス宣言の対象に事務所長等を追加【新規】

5-1-2 事務所長等向けの研修等の見直し

・事務所長等を対象としたコンプライアンス研修を新設【新規】

5-1-3 事務所長等との相談体制の確保

・開発建設部幹部と事務所長等との間のweb等を活用した定期的・継続的なコミュニケーションの確保【拡充】

4-2 管理職員等と事業者等との不適切な関わり

倫理

4-2-1 業務外における事業者等との不適切な関わり

・職員Aは事業者に飲食代を負担させていた。
 ・職員Aは事業者から物品の贈与を受けていた。

応接ルール

4-2-2 職場における事業者等との応接ルールの徹底不足

・事業者等に事前にアポイントメントを求めるルールは徹底していたものの、窓口が統一されておらず、来訪者を全て把握できていなかった。

事業者側意識不足・欠如

4-2-3 事業者等の不十分なコンプライアンス意識

・事業者側のコンプライアンス意識が欠如していた。
 ・応接ルールを守らない事業者等がいた。
 ・関係業界団体による再発防止への協力が不可欠。

5-2 管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化

5-2-1 国家公務員倫理規程禁止行為への対策強化

・飲食に対する届出強化【新規】
 ・物品等贈与に係る厳格な対応【拡充】

5-2-2 事業者等との応接ルールの厳守

・幹部職員及び事務所長等への訪問時のアポイントメント受付を一元化【拡充】
 ・幹部職員及び事務所長等への訪問時に総務担当等窓口を経由することをルール化【拡充】

5-2-3 関係業界団体に対する要請

・関係業界団体に対して、応接ルール、倫理規程における禁止行為等の再周知を行うとともに、コンプライアンス体制確立等について要請。対面での協力要請の対象を拡大するとともに、協力要請資料の充実【拡充】

4-3 入札手続における運用面の課題

客観性・透明性

4-3-1 統一的なルールが未整備

- ・指名業者選定案の作成に当たり、判断項目ごとの評価の優先順位のつけ方について、客観性・透明性を確保する基準・運用が整備されていなかった。
- ・指名業者選定案の作成者が開発建設部や事業部門ごとに異なり、運用が統一されていなかった。

4-3-2 分任官発注における入札・契約手続運営委員会の構成員の不足

- ・事務所組織の縮小により、入契委員会の構成員について、必要数を満たしていない事務所があった。また、現状の組織体制に即した適切な構成員とするよう、規程が整備されていなかった。

情報管理

4-3-3 情報管理の徹底不足

- ・通常指名競争入札におけるマスキングのルールが無く、入契委員会の構成員が、指名業者選定案の業者名を把握できる状態だった。
- ・発注者綱紀保持マニュアルでは、業務契約について、入札参加業者等の入札関連情報の管理方法を定めていなかった。

4-4 不正を未然に防げなかった職場環境

組織的対応

4-4-1 通報制度の改善が必要

- ・ほぼ全ての職員が内部通報制度の通報義務及び通報窓口を承知しているが、一部職員から誤報を懸念し通報を躊躇する旨の意見があった。
- ・一部職員から内部通報者の保護に対する不安から通報を躊躇する旨の意見があった。

職員の意識

4-4-2 コンプライアンス意識の更なる向上が必要

- ・知識があっても、違反行為を起こすリスクや不正行為に巻き込まれるリスクは常に誰にでもあるといえる。
- ・職員からも「不正事案の内容を詳しく周知することで抑止効果が高まる」、「職員周知用の資料が使いづらいので工夫を」との意見があった。

フォローアップ

4-4-3 コンプライアンスの取組状況のフォローアップが不足

- ・コンプライアンス推進計画の内容の職員への周知は適切に実施していたが、周知方法などの取組状況の把握が不十分であった。

5-3 入札手続における運用面の見直し

5-3-1 客観性・透明性の確保

- ・客観性・透明性を確保する観点から、具体的な指名審査基準を策定・公表【新規】
※通常指名競争入札は受発注者の負担軽減や受注の偏り緩和等の利点があることから、引き続き同入札方式の活用を図るとともに、多様な入札契約方式の活用も合わせて実施。
- ・指名業者選定案の作成者を開発建設部本部に統一【新規】

5-3-2 入札・契約手続運営委員会の体制確保の徹底

- ・入札の客観性・透明性を高める観点から、現状の組織体制に即した入契委員会運営要領に見直すとともに、事務所の職員で構成員を充足できない場合は、開発建設部本部職員が参加することを要領に規定【拡充】

5-3-3 情報管理の徹底

- ・指名業者選定案における業者名に対するマスキングの実施【拡充】
- ・発注者綱紀保持マニュアルに定める入札関連情報の管理方法について、工事契約の他に、業務契約も追加し、情報の種類ごとに管理責任者や情報を業務上取り扱う者を明確化【拡充】
- ・リスク点検について、不十分な情報の管理による情報漏えいに対するリスク項目を追加【拡充】

5-4 不正の芽を見逃さない職場環境づくり

5-4-1 端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の強化

- ・不当な働きかけに対する通報窓口として第三者である弁護士による外部窓口を設置【新規】
- ・職員が活用しやすい通報窓口の確保【拡充】
- ・不正な働きかけを招きにくくする職場環境を作るため、倫理規程に基づく職員からの相談体制を強化【拡充】
- ・開発建設部幹部と事務所長等の間のweb等を活用した定期的・継続的なコミュニケーションの確保【拡充】(再掲:5-1-3)

5-4-2 コンプライアンス意識の徹底に向けた取組

- ・再発防止策をコンプライアンス推進計画に位置づけ、取組を継続的に実施【拡充】
- ・具体的非違行為事例、非違行為に伴う社会的影響の大きさや、厳しい懲戒処分内容について、研修等を通じて職員に周知【拡充】
- ・サービス・倫理・発注者綱紀保持等について、コンプライアンスをテーマに一元化した研修教科目を創設【拡充】

5-4-3 コンプライアンス推進計画に基づく取組のフォローアップ

- ・本局及び各開発建設部のコンプライアンス推進本部において、本事案の再発防止策を位置づけたコンプライアンス推進計画に基づく取組状況をフォローアップ。また、課所等の長による職員に対する周知などの取組状況をフォローアップ【拡充】